（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第八項中「第六十五条第一項（」を「第六十五条第一項第三号（」に改め、「。附則第三十四条の二第二項において同じ」を削り、「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号」を「同号」に、「「保険業法」を「「保険業法」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者は、認可特定保険業者の理事又は監事となることができない。

附則第四条第二項の表第三百三十三条第一項第四十一号の項中「第百二十三条第二項（」を削り、同条第十七項の表第百七十四条第三項の項の次に次のように加える。

第百七十四条第五項	第十二条第二項	平成十七年改正法附則第二条第九項

附則第十六条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「附則」を「附則及び」に改め、「及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項」を削る。

第四章　総務省関係

（行政書士法の一部改正）

第四十八条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六第二項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第四十九条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、「（第二十三条第三号」を「（同号」に改める。

第二十三条第三号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第五十条　政日党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「（第三項を除く。）」及び「、第二十条第一項及び第二項」を削り、「第十三号、第十五号及び第十六号」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「並びに第百三十九条」を「及び第百三十九条」に改め、「とあり」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり」を加え、「、同法第十七条第二項第一号」を「、同号並びに同法」に、「第二十四条第十四号」を「第二十四条第十三号」に改める。

（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部改正）

第五十一条　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十七条第二項及び第三項中「平成四十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

第三十五条及び第四十五条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五章　財務省関係

（会社経理応急措置法の一部改正）

第五十二条　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一条第一項第一号但書」を「第一条第一項第一号ただし書」に、「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

第十七条第一項中「の外」を「ほか」に改め、同条第三項中「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第四項中「ときは」の下に「、二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

（企業再建整備法の一部改正）

第五十三条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「ときには」を「ときは」に改め、「公告し」の下に「、二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、「なし、且つ」を「し、かつ」に改める。

第四十二条第一項中「其の他」を「その他」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「なした」を「した」に改め、同条第二項中「から」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

（減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正）

第五十四条　減額社債に対する措置等に関する法律（昭和二十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「なすべきこと」を「すべきこと。」に改め、同項第三号中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「こと」を「こと。」に改め、同条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「には」を「においては」に改める。

（税理士法の一部改正）

第五十五条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六第四項中「新所在地」の下に「（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該主たる事務所以外の事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（主たる事務所以外の事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第五十六条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「、第五十六条」を「及び第五十六条」に、「）及び」を「）の規定は発起人について、同法」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「は発起人」の下に「の責任を追及する訴え」を加え、「、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と」を削る。